

# 茂呂小学校いじめ防止基本方針

茂呂小学校 生徒指導部

## 1, いじめ防止等の対策に関する基本的な考え

- (1) いじめ防止等の対策により、茂呂小学校すべての学校の児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- (2) いじめ防止等の対策においては、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- (3) いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2, いじめの未然防止対策

### (1) 学校全体の取り組み

- ①原則、月に1回なかよしアンケートをとり、児童の人間関係等実態を把握する。
- ②年間を通して、あいさつ運動をし、児童間の良好なコミュニケーション環境をつくる。
- ③人権週間に向けて全学年人権標語を作り、集会で人権に関する校長講話を聞く。

### (2) 児童会の取り組み

- ①いじめ防止集会を実施し、「自分たちの力でいじめを防止する活動をしよう。」と呼びかける。
- ②児童会本部役員がいじめ防止に関するポスターをつくり掲示する。
- ③「ありがとうの魚」で、友だちへのメッセージを書いて、掲示したり放送で伝えたりする。
- ④「なかよしアンケート」を参考にして、いじめのないクラスにするための話し合いを学級活動で年2回する。

### (3) 各学級の取り組み

- ①望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。
- ②道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ③なかよしアンケートやいじめ防止アンケートの結果をもとに、学級で話し合いをする。
- ④「ふわふわ言葉」「ちくちく言葉」等の言葉づかいについて学習する。

### (4) その他

授業中、児童を呼ぶときは、名前を呼び捨てにしない。

### 3, いじめ発生時の対応

#### (1) 重大事態に当たらない場合

- ①学年主任や生徒指導主任・管理職と相談し、指導の方針を決める。
- ②いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ③事実をもとに指導する。いじめた子の保護者やいじめられた子の保護者に連絡を電話・来校依頼・家庭訪問等とする。その際、憶測や想像ではなく事実をきちんと伝える。
- ④指導終了後、再発防止のための指導をする。学級指導・学年指導・学校全体の指導をする。
- ⑤生徒指導部会・職員会議等で報告し共通理解を図る。

#### (2) 重大事態の場合

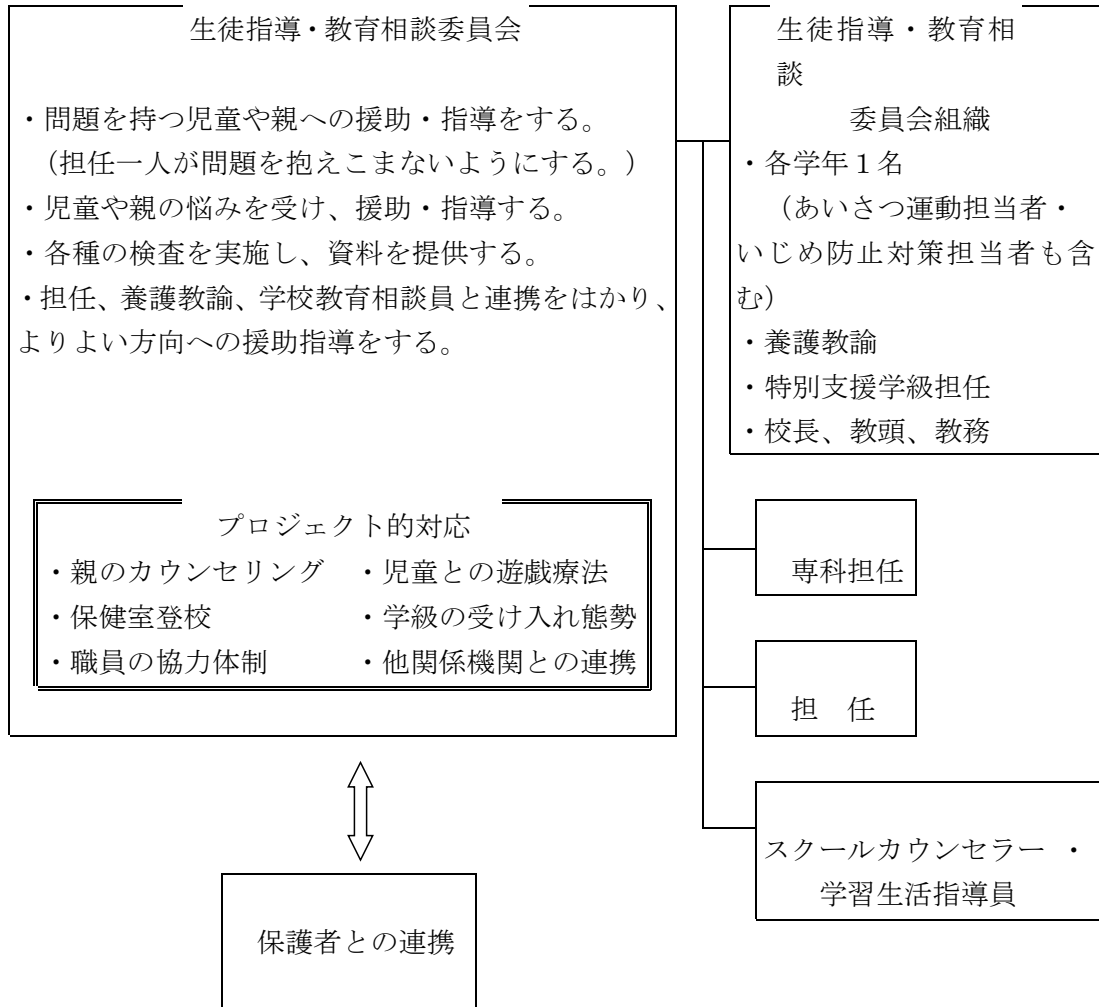
- ①担任は、すみやかに事実の収集にあたり、学年主任・生徒指導主任・管理職に報告する。
- ②校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- ③生徒指導主任・管理職は、市教委に事実を連絡する。
- ④いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ⑤法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- ⑦生徒指導部会・職員会議等で報告し共通理解を図る。

#### 【重大事態】

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童生徒が自殺を企図した場合等
  - ・いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：  
不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- ※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

#### 4, いじめ防止・対応の組織

##### 生徒指導・教育相談体制



\*あいさつ運動担当者といじめ防止対策担当者をあらかじめ校務分掌で決めておく。なお、上記の2人は、各学年の生徒指導の担当となり生徒指導部会に入る。また、いじめ防止対策担当者は、児童会活動の副担当となる。

#### 学習生活相談員

不登校、問題行動などに関わる児童・保護者への相談、学習支援、学校生活支援等

#### スクールカウンセラー

児童観察+保護者面談などの場合、4時間以上の勤務にし、時間調整をする。

#### 5, 関係機関との連携

##### (1) 警察署との連携

##### ① スクールサポーター等との連携

学校の状況に応じてスクールサポーターや生徒指導担当嘱託員)等の警察OBの効果的な活用を図る。

②学校・警察児童生徒健全育成推進制度に基づく連携

いじめの内容に応じて、相談や情報の共有を図る。

③学校警察連絡協議会での情報交換・共有

定期的に会議を開催し、児童生徒の状況と対策について協議を行う。

④いじめを想定した会議の開催及び緊急時の対応の強化

いじめや暴力行為等に関して、関係機関等との円滑な連携や速やかな対応の在り方を検討する。

⑤児童生徒を対象とした講習会の実施

非行防止教室や情報モラル講習会等を実施し、インターネットを利用したいじめの防止を図る。

(2) 児童相談所等との連携

児童相談所、福祉部局等との連携強化のための協議

6, 学校評価の実施

1年に2回の学校評価を行い検討する。